

各道府県総務・税務主管部長 殿  
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局長  
(公印省略)

退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書  
を提出する場合の個人番号の取扱いについて

退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書は、「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」(平成 27 年 10 月 2 日付け総務省自治税務局各課長連名通知)で通知したとおり、平成 28 年 1 月 1 日以後に行われる納入申告から法人番号又は個人番号を記載することとしています。

当該納入申告書は、納入書と一体として特別徴収義務者から金融機関等に提出され、当該金融機関等を経由して市区町村へ提出されますが、金融機関等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)上、個人番号を取り扱うことができないため、昭和 59 年 4 月 1 日付自治市第 32 号自治省税務局長通達を下記 1 のとおり改正するとともに、特別徴収義務者が個人事業主であり納入申告書に自らの個人番号を記載する場合の取扱いを下記 2 のとおりお示ししますので、遺漏なくお取り扱いいただくとともに、特別徴収義務者にも周知いただくようお願いいたします。

また、既に特別徴収義務者に平成 27 年 9 月 30 日に公布された地方税法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の様式を送付している場合等で、平成 28 年 1 月以後に改正前の様式を用いて提出を受ける場合は、下記 3 に示す取扱いをしていただきますようお願いいたします。なお、この通知の内容については、全国銀行協会を通じ、各金融機関等にも周知していただくよう同協会に依頼していることを申し添えます。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。なお、この通知は地方自治法(昭和 22 年法第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。

記

1 昭和 59 年 4 月 1 日付自治市第 32 号自治省税務局長通達の改正について

(改正前)

1 新様式の取扱い

(3) 分離課税に係る所得割の納入申告書は、特別徴収に係る個人の住民税の納入書と常に一体として取扱うことが適当であることから、当該納入書のうち納入済通知書の裏面に印刷するもの

とすること。

(改正後)

#### 1 新様式の取扱い

(3) 分離課税に係る所得割の納入申告書は、特別徴収に係る個人の住民税の納入書と常に一体として取り扱うことが適当であることから、当該納入書のうち納入済通知書の裏面に印刷するものとする。ただし、特別徴収義務者が個人事業主である場合は、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書へは申告に関する事項を記載させない(空欄のまま提出させる)こととし、別の用紙となる納入申告書に個人番号を含めて必要事項を記載させ、金融機関等を経由せずに、市区町村に別途提出させること。

#### 2 特別徴収義務者が個人事業主である場合における退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書の取扱い

個人事業主の場合には、納入済通知書の裏面に印刷されている納入申告書の様式は、納入申告書としては使用せず、納入申告書を別途提出させることとする。その際、各市区町村において表裏一体の様式とは別に納入申告書を別の紙に印刷した様式で用意する形で、又は、納入済通知書と表裏一体になった様式をもう一通用意し、その裏面の納入申告書部分を切り離して用いることとする形で、個人事業主である特別徴収義務者に予め渡しておくことも考えられる。その上で、表裏一体の様式の納入書の面(表面)のみ記載したものを金融機関等に提出させ(裏面の納入申告書は記載させない)、別の紙の納入申告書(個人番号を含む必要な事項を記載したもの)を郵送等により市区町村に提出させることとする。

(留意点)

- この取扱いによると、個人事業主の納入申告書は、原則として、納入書とは別に提出されることになるが、表裏一体の様式を用いて、裏面の納入申告書様式に申告に係る事項及び個人番号が記載されたものが金融機関等に提出された場合においては、金融機関等において当該納入申告書の内容(個人番号等の情報)を記録等することなく、速やかに市区町村へ回送させること。
- 市区町村の出納担当部署が納入済通知書と合わせて個人番号が記載された納入申告書の提出を受けた場合には、出納担当部署は個人番号を取り扱う立場にないことから、その内容(個人番号等の情報)を記録等することなく、速やかに税務担当部署に回送すること。
- 原則として別々に提出又は回送されることとなる納入申告書と納入済通知書の紐付けの観点から、必要な場合には、市区町村が予め様式を特別徴収義務者に渡しておく際に整理番号等を記載しておくことも考えられる。

#### 3 平成28年1月以後に改正前の様式(退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書)を用いて提出を受ける場合の取扱い

既に、特別徴収義務者へ改正前の様式を送付している場合などで、平成28年1月以後に改正前の様式を用いて提出を受ける場合の法人番号及び個人番号の記載方法については、以下の取扱いとする。

##### ○ 法人番号の記載方法

法人からは、改正前と同様に、表裏一体の様式で提出を受けることになるが、納入申告書については、改正後の様式の「法人番号又は個人番号」の欄が設けられている場所に相当する場所

（「氏名又は名称」の欄の下部）に法人番号を記載させる。

○ 個人番号の記載方法

個人事業主については、上記2の例により、納入書と納入申告書は別の紙を用いて別途提出させるものであるが、その際、改正後の納入申告書を別の紙として新たに用意できていない場合においては、納入済通知書と表裏一体になった改正前の様式をもう一通用意して、納入申告書として使用することとなると考えられるが、その際には、納入申告書への記載については、改正後の様式の「法人番号又は個人番号」の欄が設けられている場所に相当する場所（「氏名又は名称」の欄の下部）に個人番号を記載させ、納入書とは別に提出させることとする。

<連絡先>

総務省自治税務局市町村税課

矢口、清水、古山（03-5253-5669）